

## 政令番号178 1,2-ジクロロプロパン

各都道府県での届出事業所からの「排出・移動先別の排出量・移動量」（平成29年度）

(E+nは $\times 10^n$ 、例えばE+3は $\times 1000$ の意味です。)

都道府県 コード	都道府県名	排出量(kg/年)				移動量(kg/年)			排出量・ 移動量 合計
		大気への 排出	水域への 排出	土壌への 排出・ 所内埋立	排出量 合計	下水道への 移動量	廃棄物 搬出	移動量 合計	
1	北海道								
2	青森県								
3	岩手県								
4	宮城県								
5	秋田県								
6	山形県								
7	福島県								
8	茨城県	8.1E+4			80,520.0	2.8E+1	1.1E+5	110,000.0	190,548.0
9	栃木県								
10	群馬県								
11	埼玉県								
12	千葉県								
13	東京都								
14	神奈川県								
15	新潟県								
16	富山県								
17	石川県								
18	福井県								
19	山梨県								
20	長野県								
21	岐阜県								
22	静岡県								
23	愛知県	1.3E+3	1.9E+1		1,308.9		1.8E+4	18,140.0	19,448.9
24	三重県								
25	滋賀県								
26	京都府								
27	大阪府	9.3E+1			93.0		3.3E+2	330.0	423.0
28	兵庫県	5.5E+0			5.5		3.0E-1	0.3	5.8
29	奈良県								
30	和歌山県								
31	鳥取県								
32	島根県								
33	岡山県	5.7E+1			57.0				57.0
34	広島県								
35	山口県	4.0E+2			400.0		2.1E+5	210,000.0	210,400.0
36	徳島県								
37	香川県								
38	愛媛県	3.0E+0			3.0		3.4E+5	340,000.0	340,003.0
39	高知県								
40	福岡県						1.0E+4	10,000.0	10,000.0
41	佐賀県								
42	長崎県								
43	熊本県								
44	大分県								
45	宮崎県								
46	鹿児島県								
47	沖縄県								
全 国		8.2E+4	1.9E+1		82,387.4	2.8E+1	6.9E+5	688,470.3	770,885.7

注1) 農薬は使用先別使用量として別表にも示している。